

議案第76号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第30条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第30条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

別表備考2中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、学校教育法の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。